

書評

日本の「市民社会」をどのように展望するのか

——『「市民社会」と共生 - 東アジアに生きる』(古川純編、
日本経済評論社、2012年)を読んで——

広渡 清吾



はじめに

本書は、編者である古川純の定年退職を記念し、古川が理事長を務める NPO 法人「現代の理論・社会フォーラム」の会員が「市民社会」について様々な視点から論じ合ったものである。私の読後感は、「とても面白かった」である。面白さには、いろいろの面白さがある。若い時、あるドイツの学者の本に魅かれて、かれを訪ねたことがある。そのとき、「私はあなたの本にとても“anregen”された」とつたないドイツ語でいったら、かれはとても喜んだ。いま、“anregen”の意味を確認すると、“die Idee zu etwa geben”が第1の意味である。つまり、あなたの本は、私に、いろいろのアイディア、考え方を思いつかせてくれた、というわけである。本書は、私を、大いに anregen してくれた。おそらく多くの読者も、それを期待できる。

具体的なコメントに入る前に本書の構成を紹介しておこう。

「スミス・マルクス・グラムシと『市民社会』」鈴木信雄、「変革の主体としての社会 - 『社会をつくる』思想の源流と歴史」山田勝、「『新しい市民社会』形成と日本国憲法の課題」内藤光博、「民法における家族と市民社会 - 家族の個人性と団体性」木幡文徳、「琉球先住民族論」渡名喜守太、「ヤマトと琉球のマツリとマツリゴト」樋口淳、「韓国の『市民社会』の現段階とヘゲモニー闘争」丸山茂樹、「『市民社会』論と『世間』論の交錯」古川純、(補論1)「人権の『普遍性』と『文化拘束性』 - アジア人権憲章の可能性」古川純、(補論2)「日本国憲法の制定と『外国人』問題」古

川純、（対談）『『変革の主体としての社会』論と現代日本社会』山田勝／古川純。

私自身も「市民社会」について多少論じてきたことがあり（『比較法社会論研究』2009年）、以下では、いくつかの論点毎に、私が“anregen”されたことを本書の内容とかがみあわせて論じてみることにしたい。

1. 「市民社会」をなぜとりあげるのか

「市民社会」論は、何をどのレベルで議論しようとするのかを明確にしなければあつかいにくい概念である。「市民社会」は、「対象」なのか、「方法」なのか、「理念」なのか、「目標」なのか。やや古いが「市民社会論者」に対する典型的な批判として、保守の論客、佐伯啓思の議論がある。かれは、日本でヨーロッパ産の市民社会概念が「普遍的」なものとされ、「記述的な概念」としてではなく、「運動の目標としての規範を帯びた観念」として利用されることを論難する。つまり、これは、ヨーロッパを先進、日本を後進と考える戦後日本社会の悪しきヨーロッパ普遍主義であると（『「市民」とは誰か - 戦後民主主義を問いなおす』PHP 新書、1997年）。

評者は、このような佐伯の議論に与しない。思想史的にみても「市民社会概念」には、記述的性格と規範的性格が交錯しており、かつ、佐伯のような切り口では20世紀末から21世紀にかけての「現代市民社会論」のパースペクティブを決してとらえることができないからである。逆に言えば、佐伯の批判するところを退け、この「パースペクティブ」を解明するためには、これを論じる論者が市民社会概念の位置づけ（何を目的にして「市民社会」概念をとりあげるのか）を明確にし、そのことを根拠づけることが必要である。

本書は表題が示すように、「市民社会」、「共生」および「東アジア」をキーワードとする。ここでは、とりわけて日本、そして日本を含む東アジアにおける人々の関係のあり方を分析し、批判し、かつ、未来に向けて構想すること、それらを論じることが目指されていると読める。「市民社会」(civil society)と「共生」(symbiotic relations)は、現状を分析するとともに、これから実現すべき人々の関係 = 社会のあり方を構想する概念として位置づけられている。それゆえ、ここでの「市民社会」は、「現実に内在する可能性」として記述の「対象」であり、かつ、「実現すべきもの」としての規範的な意味をもつ「目標」として理解することができよう。

2. 「市民社会」とはいかなる内容をもつものか

それでは、具体的に「市民社会」とは何であるのか。本書の表題では、市民社会に「」が付されている。その含意は、編者によってとくに説明されているわけではない。推測するに、2つの理由がある。1つは、上記1. に述べた趣旨において市民社会概念の位置づけについて執筆者の間で了解があるが、その内容に関しては必ずしも一致していないから。もう1つは、同じことの別の言い方になるが、市民社会の内容それ自体が仮設的、探索的なものとして取り扱われているから。そこで、それぞれの執筆者によるアプローチをみてみよう。

(1) 鈴木論文は、アダム・スミス、カール・マルクスそしてアントニオ・グラムシの市民社会概念を考察する。ここでのポイントは、スミスもマルクスも市民社会を資本主義的「経済社会」として捉えたが、これと異なる新たな市民社会論をグラムシが提起したということである。グラムシは、市民社会をもってヘゲモニーを争う政治闘争の場として捉える。統治装置としての国家とヘゲモニーを争う市民社会が全体として政治闘争の場であり、単純化していえば、市民社会でヘゲモニーをとった階級・集団は、国家を市民社会の側から掌握する展望をもちうる。鈴木論文は、グラムシの市民社会論が現代市民社会論の有力な議論の1つであるユルゲン・ハーバーマスの「市民社会 (Zivilgesellschaft)」= 公共圏論 (以下、「新市民社会論」という) と重なりあうことを指摘し、グラムシを「非国家的・非経済的な結合関係としての市民社会」を把握する現代市民社会論の「一先駆者」として位置づけている (本書 21 頁)。

ハーバーマスの新市民社会論は、現代において、システムとしての国家および市場に對峙する<言語的コミュニケーションを通じて構成される市民と様々な市民的アソシエーションの公共的ネットワーク空間>が見いだされるとして、これを、「近代的市民的公共圏」(18 - 19 世紀にかけて西欧社会に成立した)の現代における「再生」としての“Zivilgesellschaft”と規定する。この表現は、「市民社会」のドイツ語の通常表現、かつ、ヘーゲルやマルクスが使用した“bürgerliche Gesellschaft”から明確に離れて、したがって概念的にもかれらの市民社会概念と決別するものとして用いられている。

評者のここでのコメントは、グラムシとハーバーマスの関係の捉え方についてである。ハーバーマスが自ら告白しているように (ハーバーマス / 細谷貞雄・山田正行訳 『公共性

の構造転換 - 市民社会の一カテゴリーについての探究』未来社、1994年・第2版、「1990年版への序言」、かれの新民社会論は、ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊の後に、国家・社会の全体構造の根本的変革が現代の機能的に分化した社会では不可能になった、という認識の下に、システムとしての国家と市場を撃肘し、人々の「生活世界」(Lebenswelt)を防衛するものとして構想されていることである。つまり、ハーバーマスの新民社会論は、いわば防衛的戦略であり、グラムシの市民社会論のもつ革命論的戦略性とその限りで断絶している (Habermas, Faktität und Geltung, Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, 1992 参照)。

(2) 革命のグラムシと生活世界防衛のハーバーマスの違いはあるが、とりあえず市民社会をもって、<市民が政治的な活動をふくめて多様に交流する公共の社会>として捉える見方が以上のように提示された(「革命」と「生活世界防衛」がどのような関連に立つかは、なお論じられるべき別箇の問題である)。ここからさらに、本書はこの「社会」の具体的な、あるいはまた、規範的なあり方に立ち入る。

山田論文は、「市民社会」の本質的要素を「市民の主体性、能動性」にみる視角から、様々な素材と論点を取り扱っている。この論文は、“Civil Society”を市民社会ではなく「市民結社」とする翻訳に山田が「驚嘆した」(本書27頁)ということが出発点である。なるほど、ドイツ語でも市民「社会」と株式「会社」は、どちらも“Gesellschaft”である。SocietyとGesellschaftという言葉に含まれたこの二重の意味は、単純に理解すれば、スケールの違いである。社会という組織、結社という組織は、組織として同じ性格をもっており、違いは組織の規模の大小である。しかし、評者流の山田論文の解釈によれば、「市民の主体性」という問題意識は、このような単純な見方ではなく、ダイナミックな見方を引き出す。つまり、「結社」は、「社会を主体的に形成する」ものであり、「社会」はそのようにして形成されつつある存在である、このような関連にある両者は不可分であり、したがって同じ言葉で表現されるのであると。

ところで「市民」社会における社会内集団=人的結合(結社等)は、その集団とメンバーたる個々の市民がいかなる関係に立つかによって性格・特徴を異にするであろう。Society・Gesellschaft に対する Community・Gemeinschaft (=共同体)は、市民社会における市民の主体性・能動性に対してどのような位置づけに立つのか。このように山田論文は問題を展開し、この中で「世間」論をとりあげている。世間論は、ドイツ中世史の専門家である阿部謹也が提唱した議論であり、個人の存在を原理とする西欧の社会と対比して、日本社

会の特徴を「世間」というコンセプトで示そうとしたものである。山田は、「社会」という概念を「市民社会 + 共同体社会」であると理解し、世間論をもって日本社会の「共同体社会」の側面を分析するものと位置付けている（本書 47 頁）。

（3）古川論文（ ）は、山田と世間論の位置付けを共通にしつつ、世間論と市民社会論の関係を直接の論題としてとりあげている。世間論について、これまで評者自身はそれほど関心をもたなかった。阿部謹也のドイツ中世史に関する仕事は極めて魅力的であり（『ハーメルンの笛吹き男』、『中世を旅する人々』、『中世の窓から』等）、文字通り頁をめくることが惜しいと思うほどであった。しかし、世間論については、川島武宜の「権利・義務関係の欧米社会と義理・人情関係の日本社会」、あるいは、野田良之の「牧畜民族型社会の欧米社会と農耕民族型の日本社会」という比較文化論の再版だろうと勝手に（読まずに）思っていた。この種の比較文化論的議論は、文化が社会構造的にどのように再生産されるかの条件に無頓着であり、文化絶対論（比較による差異の絶対化）、文化決定論（社会のあり方は文化が決定する）に陥りがちであるとネガティブに見ていたからである（ただし、川島は最終的には経済を文化の規定要因とする）。

古川による「世間」の「市民社会」に対する位置づけは、川島が日本社会を全体として「義理・人情関係の社会」と診断し、これを「欧米社会 = 権利・義務関係の社会 = 市民社会」に対置したのとは異なって、白黒をはっきりと分けるようなものではない。すなわち、市民の主体性・能動性を視点に社会を見れば、一方で市民の自律的行動や市民結社の活動が「市民社会」を構築しつつあるが、他方で伝統的な文化的型に拘束される人々が維持する「世間」がある。市民一人ひとりを見ると、市民社会成員と世間の成員のどちらかに属しているという分かれ方をするわけではない。それは市民が直面する場に依存する問題である。人々は、あるときには市民として、市民結社の一員として、自律的な主張と行動を行う存在であるが、あるときには、世間の空気を読んで、それにしたがう市井の人になりうる。古川によれば、日本社会のなかで「市民社会」円と「世間」円が重なりあい、前者が後者に鋭角的に切り込んだり、また、小さな「市民社会」円が「世間化」したりするのである（本書 188 頁）。このような記述は、日本社会を「市民社会」と「世間」のせめぎあいの構造において捉えるもののように見える。しかし、古川は、この「せめぎあい」が市民社会の普遍化の方向に展開することを単純に「よし」とするわけでない。

（4）古川と山田の理解によれば（ 「対談」）、阿部謹也の世間論は、「欧米的市民社会」と「日本的世間」を対置し、世間を市民社会化することをもって日本社会の課題として提

起している。阿部の示すこの構図は、川島の議論の筋、「日本社会 = 義理・人情関係の社会」が「欧米の権利・義務関係の社会 = 市民社会」に変わるべし、と同じである。古川と山田は、川島 = 阿部とは、ニュアンスを異にする。なぜなら両者は、「共生」や「共同体」という概念によって、「世間」のなかに含まれながら「市民社会」を補完し、あるいは、補正する要素を探ろうとするからである。であるが故に、「3・11」以来、強調された「絆」は、「世間の絆」と「市民社会的絆」の微妙な複合として捉えられる。古川と山田は、日本社会における共生や共同体の存在構造を歴史的に明らかにすることを課題として意識しているが、それはおそらく、歴史家の網野善彦が捉えた問題、すなわち日本史における「天皇制」と「鎌倉新仏教」の意味を問うほどの根源的な探索課題であると思う。

古川は、以上からすでに分かるように「市民社会と共生」を対立的な概念として捉えていない。むしろ共生の契機こそは市民社会の内在的原理である。市民社会は、「市民の独立と自由」をなるほど本質的なものとするが、現代の「市民社会」について重要なのは、「『個人の尊厳と人格の平等』を基本とした個人の相互依存による諸関係、アソシエーション関係」として、それを捉えることである（本書「はしがき」）。古川は、東アジアの「諸社会」（あるいは東アジア「社会」）における「市民社会と共生」の具体化の1つの道筋として「人権規範の共有」を考察している（古川論文）。もちろん、このプロセスでは、周知のように、人権規範の欧米出自性や人権規範の適用におけるダブルスタンダードがアジア世界の側から批判される。その批判の重要な立脚点の1つは、「人権の普遍性」に対置される「文化的固有性の尊重」である。古川は、人権をめぐる東アジア地域の議論と動きをフォローしながら、「アジア人権憲章」の可能性を探るが、一方で普遍主義、他方で文化多元主義が対峙する中で、「文化横断的普遍主義」（cross-cultural universalism）の立場を打ち出している。この考え方が成功するための条件は、東アジア社会に「言説共同体」が成立することである。ここでも、市民社会は「作り出すもの」として位置づけられている。

（5）以上、本書において「市民社会」の内容がどのようなものとして把握されているかの大筋を示してきた。市民社会とは、個人の尊厳を基礎にした独立で、自由で、かつ平等の市民が、相互に依存関係に立ちながら、言語を基本に交流し、よりよい社会を作り出そうと活動する場 = 空間であり、同時にそのような活動のあり方である。市民社会は、所与の定在ではなく、作り出されていくものである。市民社会は、国家でもなく、市場でもない。

そこで、このように提示されたな市民社会論の固有の意義を確認するために、これと異なった市民社会論アプローチを見ることにしよう。

3. 日本の戦後法学は市民社会をどのように位置づけたか

内藤論文は、法学の世界が市民社会論にどのように関わるかを考察するが、その中で、2人の民法学者、広中俊雄（1926 - ）と星野英一（1926 - 2012）の市民社会理解をとりあげている。この二人の市民社会論は、対照的であり、問題関心をまったく異にしている。星野の市民社会理解は、『民法のすすめ』（1998年刊）という岩波新書を書くために、執筆時点における市民社会論議を検討し、自己の見解をまとめたものである。内藤の整理するところであるが、星野は市民社会概念を広狭二義に分け、広義の市民社会概念として、国家と社会の二元論を前提に、国家に対置される経済領域を含んだ自律的な社会を示し、狭義の市民社会概念として、上記の広義市民社会から経済社会を除いたもの、として整理している。この狭義の市民社会概念は、ハーバースの“Zivilgesellschaft”にあたるとされる。星野は、広狭の市民社会が民法の適用領域であると考えている。

星野のこうした理解は、現代市民社会論の動向にマッチしているが、広中の市民社会論は、これと全く異なり、市民社会をもって、国家（権力秩序）および経済と社会生活領域（財貨秩序、家族を含む人格秩序）の全体を包摂するものとして捉える。これは、国家と経済社会を二元化しないという意味で、市民社会一元論とよびうる。広中は、このようにして市民社会の法体系を、公法・私法の原理的区分を排し、市民社会の原理に基礎づけられる一元的な法体系として構想する（広中『新版民法綱要・第1巻総論』初版1989年、新版2006年参照）。この構想のなかに日本国憲法をどのように位置づけるかにつき、評者もかねてから関心をもち、内藤も論点を示しているが、ここでは展開する余裕がない。

市民社会一元論的理解は、戦後法学の市民社会論の系譜についての評者なりの探索によれば、川島武宜（1909 - 1992）、戒能通孝（1908 - 1975）、渡辺洋三（1921 - 2006）、清水誠（1930 - 2011）等に共有されている。ごく大ざっぱにいえば、これらの論者が課題としたのは、市民社会と資本主義経済の関係そして市民社会と国家の関係をどう捉えるかであり、市民社会の原理が資本主義経済と国家の基底をなすという考え方である。ここには、「戦後」日本社会の診断と処方箋を「市民社会」の視座から提示するという、「戦後法学」の共通した問題意識がみられる。このような課題追求において最大のアポリアは、「市民

社会」として観念する現実の社会が「資本主義社会」であることである。資本主義社会の現実において、構成員がすべて「市民として独立にして自由であり、個人の尊厳と人格の平等を確保し、友愛的関係にある」といえるか。むしろ、資本主義社会は、階級的抑圧と差別を本質とするものであり、資本主義社会をもって市民社会と規定することは、その本質を覆い隠すイデオロギーではないかという問題が市民社会論にはたえずつきまとった。では、「市民社会と資本主義社会」は、どのような関係にたつのか。

これも極めて乱暴にいえば、川島は、欧米の資本主義社会が市民社会であると考えた。したがって、日本社会の市民社会化は、欧米のような資本主義社会になることである。戒能は、現代社会において市民として市民社会を構築できるのはいまや労働者階級であり、かれらこそ現代の市民であり、これに期待すべきであると考えた。広中は、川島を受けて、日本社会が1960年代には欧米と同様に市民社会化したことを体系論展開の前提にする(広中によれば市民社会成立の要件は民主主義的政治体制、資本主義経済体制、社会における人権意識の普及とされる)。これらに対して、渡辺は、近代社会が市民社会の原理(自己労働に基づく所有の原理)と資本主義の原理(搾取を正当化する所有の原理)を含みつつ展開し、この歴史のなかで市民社会の原理に基づく市民の権利闘争が発展すると捉える。渡辺の市民社会論は、このような闘争に準拠点と目標をあたえる規範的社会論というべきものである(広渡「渡辺法学の構図 - その素描」戒能通厚ほか編『日本社会と法律学』2009年)。清水は、市民社会と資本主義社会が不即不離であるという歴史認識を示しつつ、究極のところ、市民社会が理念であり、資本主義社会を批判し制御する準拠原理であると考える。

以上にみるように、戦後法学の市民社会論は、日本社会を総体としてどのように認識するかをめぐって展開し、そこでは、「市民社会」が現実の日本社会を分析し、批判する規範的規準としての役割を担わされたといえる。評者は、本書のように市民の活動の場とあり方を捉えようとする現代市民社会論の方向ではなく、戦後日本社会のあり方を総体として論じる戦後法学的市民社会論の系譜にそって、市民社会を論じてきた。評者は、市民社会がカント的な意味での理念、つまり「事実ではなく仮象(Fiction)であるが、理性自身が生みだし、かつ、理性に不可欠なもの」(カントは「社会契約」をこのような意味での理念の1つとしている)であり、人間の歴史的实践の指針となるものとして位置づけているが(広渡「変革の戦略としての市民社会論」中村浩爾ほか編『権力の仕掛けと仕掛け返し』2011年)、こうした議論とあわせて本書が提示するような現代市民社会論のモチーフ

をどのように展開すべきか、大いに関心をそそられている。

ここで関連して、木幡論文をみよう。木幡が考察の基礎に置く市民社会概念は、本書のメインストリームにではなく、上述の戦後法学の市民社会論に通底するものである。木幡は、市民社会と家族の関係をとりあげて、日本国憲法の下での家族法改革によって、家族の論理にどのように市民社会の論理が浸透したかを考察している。家族法への市民社会の論理の浸透は、「ヒエラルヒー的団体」から、「尊厳をもった個人の結合」への家族像の転換、それゆえ、男女平等・夫婦平等の承認や子の人格の尊重などに顕現する。木幡は、改正家族法において、夫婦が協議によって離婚を決める協議離婚の制度や、その他、当事者の協議にその関係の決定を委ねる規定が多くみられることについて「当事者の自己決定という市民社会の理念」の貫徹として、また「当事者の意思の尊重という市民社会の基礎的要素という観点」から積極的に評価している（本書 88、90 頁）。この点は、実定法制度としてはその通りであるとしても、このような当事者への白紙委任が、当事者間の事実上の力関係の格差の下で対等の協議を保証しないという問題をはらんでいた。その理由は、戦後の家族法改正が個人の尊厳と両性の平等の水準について日本社会の事実上の状態に先行して実施され、その間にかい離が存在したことである。こうした問題は、法社会学的な関心によってこれまでとりあげられてきた。

市民社会と家族の関係は、本書のメインストリームのような市民社会論を立てるとすると、それとして論じられねばならない。たとえば、ハーバーマスの“Zivilgesellschaft”は、家族を含む「生活世界」と密接に関連しつつ、これとは別の空間である。ジェンダー論では、分析対象を国家、市場、市民社会および家族に分けること、あるいは、大きく公共圏と親密圏に分けて後者に家族を含むことなどが議論されている。これらは、分類自体が目的ではなく、「何をどのように明らかにするのか」という視点と関わる問題である（辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性第1巻・かけがえのない個から 人権と家族をめぐる法と制度』2011年参照）。

4. 市民社会とナショナリティはどのように関係するのか

(1) 本書が提起するもう1つの重要な問題は、市民社会とナショナリティの関係である。渡名喜論文と樋口論文は、琉球・沖縄をとりあげている。また、古川論文()は、日本国憲法の制定による戦後日本国家の創設に際して、植民地出身者がどのように扱われ

たかを考察している。

市民社会を構成する「市民」と特定国家に所属する「国民」が概念上、どのような関係にあるのかは、法学的な問題である。また、現代市民社会論では、グローバルな市民社会 (Global Civil Society) という概念が主張されており、このような概念を立てると、他方でナショナルな市民社会 (National Civil Society) が語られうる。では、ナショナルな市民社会とは、同じ Nationality、つまり同一国籍をもった人的集合のことであろうか。

特定国家の「国民」であることは、その国の国籍を有するかどうかで決まる。国籍は法制度であり、それゆえこれは、法的事柄である。市民社会は、それを包摂的に理解するか、市民の公共的活動空間として限定的にとらえるかにかかわらず、いずれにせよ「時と所」を同じくする人々の集合として、事実上の事柄として考えられる。そして、事実上の事柄としての市民社会が実際にどのように法的に評価され、法的保護と規制の対象となるかは、憲法と実定法制度にかかっている。他方で、憲法と実定法制度がいかに市民社会に対応すべきかについては、市民社会という考え方からの要請・要求が対置される。

このことを考える素材として、評者がすでに紹介するところであるが、東西ドイツの統一に際して、東西ドイツの市民と法学者たちのグループが社会に提案した統一ドイツの憲法案がある (Vom Grundgesetz zum deutschen Verfassung. Denkschrift und Verfassungsentwurf, vorgelegt vom Kuratorium für einen demokratisch verfahten Bund deutscher Länder, 1991)。この憲法案の画期性は、国家を国民国家として基礎づけず、市民社会を国家の基礎においたことである。つまり、憲法案は、主権と人権の享有主体としての「憲法上の Volk (国民)」をもって「市民の総体」とし、「市民」とは「ドイツ国籍者」および「市民の法的地位を有する者」と規定した。市民の法的地位は、ドイツに5年以上適法に滞在し、ドイツに住所を有する外国人が取得の請求権をもつとされている。ここでは、「市民」が法的な存在となり、国家が国籍者の共同体ではなく、市民の集合体とされたのである。

(2) Nation が血縁関係を示すラテン語の natio に由来することは、よく知られている。ところで Nationality は、上述のように「国籍」の意味を第1のものとするが、続いて第2に「一つの政治的 Nation の一部分をなす、言語、文化および歴史を同じくする人民の集団」(a group of people with the same language, culture and history who form part of a political nation) (Oxford Advanced Learner's Dictionary, 2000) という意味をもつ。つまり、Nationality には、法的・政治的な同一国籍集団と言語的・文化的同一集団の関わりが含意

されている。

渡名喜論文は、琉球・沖縄と日本国家 (Nation) の近代史における関係を描き出し、琉球・沖縄の日本 Nation からの独立 (の可能性と必要性) を論じている。戦前の大日本帝国は、法的・政治的 Nation として、琉球・沖縄、朝鮮そして台湾という文化的同一集団としての Nation を国家的暴力 (戦争もその1つ) の手段によってその版図に組み込んだ。渡名喜は、明治初期の琉球併合が、その後の大日本帝国による「韓国併合、『満州国』建国のモデルとなった」(本書 106 頁) ことを指摘する。沖縄は帝国の辺境、国防上の「南門」として位置づけられ、アジア太平洋戦争の末期には、日本帝国地域で唯一米軍との激烈な地上戦の場となり、帝国の敗戦、日本国憲法の制定による新日本 Nation の発足にもかかわらず、平和条約第 3 条により米軍の軍事占領下におかれ続け、1972 年 5 月の「沖縄返還 = 本土復帰」の後にも、日米安全保障条約に基づき日本の米軍基地の 7 割以上が施設されるという状況にあり、日本の安全保障の要石とされている。最近の普天間基地の移設問題、オスプレイの配備問題など、どれをとっても、「本土」防衛の「南門」たる琉球・沖縄の日本 Nation における位置づけは変わっていないように見える。

大日本帝国は、帝国に編入した文化的 Nation を「本土」・「内地」の Nation と差別して取り扱った。沖縄は「本土」に対する「辺境」として扱われ、朝鮮・台湾は、「内地」に対する「外地」とされた。戦争末期、1944 年 3 月、沖縄は「本土防衛・要地防空を任務とする防衛総司令官の担当地域から切り離され」、新たに創設された「第三二軍」が沖縄に配置された。この第三二軍は実質的に「外征軍、作戦軍」としての性格をもった(本書 108 頁)。つまり、沖縄は防衛すべき「本土」ではなく、「本土防衛」の作戦を展開する辺境の地と位置づけられたのである。

「外地」としての朝鮮・台湾は、「内地」と異なった「外地法」、つまり植民地法制が実施された。古川論文 () は、外地法研究の状況について論及し、これからの一層の研究の必要性を指摘する。朝鮮・台湾人は、「外地人」とよばれた。もちろん、かれらは、政治的 Nation としての大日本帝国の国籍を有する帝国臣民であるが、臣民の身分管理の帳簿としての戸籍簿は、内地の戸籍と区別して、朝鮮戸籍と台湾戸籍が作成された。これらの戸籍の間では、戦前の国籍法原則である国籍従属 (夫に対する妻の、親に対する子の従属) の原則に類似した処理が行われた。つまり、内地人と外地人が婚姻した場合、夫が内地人であれば、外地人たる妻は、夫の内地国籍に編入される。逆も同じで、内地人の妻は、外地人の夫の戸籍 (朝鮮戸籍、台湾戸籍) に編入される。内地人と外地人の養子縁組

の場合には、子は親の戸籍に入るとされた。このような戸籍実務は、古川がその問題性を指摘するように、1952年4月平和条約の発効にともなって、朝鮮半島出身者・台湾出身者の日本国籍剥奪を日本政府が決めた際の基礎となった。すなわち、内地戸籍にある外地人のみが日本国籍を保持することとされたのである。

外地法について、重要な問題の1つは、朝鮮に国籍法が適用されなかったことである。その理由について、評者にはまったく認識がなかった。これについては渡名喜が小熊英二『<日本人>の境界 - 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』(1998年)を引用して指摘している(本書105頁)。この問題の法制的な状況は、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍 - 満州・朝鮮・台湾』(2010年)によってあらためて知った。同書によれば、帝国政府のこの問題に関する立場は次のように説明されている。第1に、併合条約によって直接に朝鮮人は日本国籍を取得した。第2に、国籍法を適用すれば第三国への帰化が認められ、その際には日本国籍を喪失することになる。第3に、日本国籍の喪失を認めることは朝鮮人に対する取り締まり等を困難にするので、国籍法の適用は行わない。このような措置の理由は、朝鮮人が中国に帰化し、中国東北地方を中心に排日、反日の運動を展開することを防止するということであった。中国は、日本国籍からの離脱を要件とせず朝鮮人の帰化を認めたから、中国に帰化を認められた朝鮮人は、日中の二重国籍者となった。それでも日本政府は、取り締まりの根拠としての人的管轄権を維持するために、国籍法を適用せず、日本臣民たる朝鮮人の日本国籍離脱を拒否し続けたのである。こうして、政治的 Nation の根拠たる国籍は、植民地たる文化的 Nation に対する支配と抑圧の手段となった。

樋口論文は、「ヤマトと琉球」の関係と同時に「八重山・大島征伐による琉球王朝の覇権確立」を考察している。おそらく、ここには、琉球を政治的 Nation とし、八重山・大島を文化的 Nation とする関係が存在したということではなかろうか(B・アンダーソンのいう「想像の共同体」としての Nation が近代の産物であるとすれば、ここでの Nation の使用は比喩的にとどまる)。樋口の示すこのような複合的視線は忘れてはならない。

5. おわりに

市民社会と Nationality の関係は、市民社会が政治的 Nation と文化的 Nation にどう向き合うのか、という問題のようにみえる。Nation は、いずれにしても所属性を本質とし、そ

の意味で排他性をもつ存在である。市民社会は、古川によれば、文化横断的普遍主義を基本として、所属性に非依存的な言説共同体を構築する可能性を追求するものである。沖縄の問題が日本 Nation による琉球・沖縄 Nation の差別と権利侵害であるのは、日本列島において Nation をこえる市民社会の広がりが不足しているからではないか。

丸山論文は、「自覚した人々の社会的活動によってつくられた運動と組織と社会」（本書 146 頁）という意味で「市民社会」を定義し、韓国の「市民社会」の現段階をいきいきと描写している。朴元淳ソウル市長の誕生にいたるまでの市民社会ストーリーが示した市民活動のアイディと力強さは、印象的である。ところで、その韓国社会は、あらゆるレベルでの競争激化によって、人々が疲弊し、OECD 諸国のなかで一番高い自殺率を記録している。2012 年 9 月 10 日「世界自殺予防デー」に際しての発表によると、韓国の 2010 年の自殺率は、10 万人あたり 33.5 人、OECD 平均が 12.8 人、日本が 17.9 人である。韓国の自殺率 1 位は、過去 8 年連続であるという。おそらくそれだけに一層、韓国の市民社会は、課題に立ち向かうエネルギーを必要とし、発揮しようとするのであろう。

丸山の定義する意味で「日本の市民社会の現段階」を記述すれば、どのような絵柄になるであろうか。自民党の長期政権を倒して登場した民主党政権は、市民の期待をうらぎったまま低迷し、既成政党に対する社会の不満と不安は、プレシット独裁型の橋下徹や石原慎太郎の吸引力を増加させている（脱稿後 2012 年 12 月に衆議院議員選挙が行われ民主党は大敗し、自公連立の安倍政権が成立した）。本書に“anregen”されるままに、叙述を進めてきたが、本書は、現今の日本社会のなかで一人ひとりが「市民」として何を考え、何をなすべきか、深いところから問いかける材料に満ちている。そのことをいらかでも伝えることができたとすれば評者として幸いである。

(ひろわたり せいご 専修大学法学部教授)